

2023年12月12日

春秋会 幹事長 岩本朗 殿

春秋会 会費減額 PT 座長 平野惠稔

## 答 申 書

貴職からの諮問について、以下のとおり答申いたします。

### 第1 諮問事項

- 1 当会の会費年額2万円について、全会員について一律一定の減額をすることの可否、可との結論の場合には、具体的な減額金額
- 2 当会の会費年額2万円について、若手会員（10年未満）を対象として、一定の減額をすることの可否、可との結論の場合には、具体的な減額金額  
〈諮問の前提条件〉

当会の各種委員会活動や行事については、現状を維持するものとする。

今年度、特別拠出金の拠出は依頼していないが、特別拠出金は過年度同様の水準で拠出されるものとする。

周年行事については、別途、寄付金により財源が確保されるものとする。

### 第2 当PTのメンバー

座長、今年度副幹事長2名、及び直近10年間の会計担当副幹事長がメンバーとなっている。メンバーの氏名、修習期などは別紙のとおりである。

### 第3 現状の制度

会費規則によると、現在、会費について次のように規定されている。

- 1 年会費は2万円
- 2 入会して最初に4月1日を迎えた年の分の年会費は、免除する。
- 3 次の各号に掲げる会員については、当該各号に定める期間、定める金額につき、年会費を免除する。
  - 1) 4月1日の時点において、法曹在職通算50年又は満75歳に達し、その旨を幹事長に届け出た会員 届け出た日が属する年度以降の入会期間2万円

- 2) 産前産後休業、育児休業、介護休業、海外留学、疾病など、会費を納めさせることが適当でない事由があり、その旨を幹事長に届け出た後に、幹事会の承認決議を得た会員 届け出た日が属する年度の1年 2万円
- 3) 平成23年11月28日から平成28年12月2日までに司法修習を開始し、4月1日に、修習修了後5年を経過し、かつ、10年を経過しておらず、その旨を幹事長に届け出た会員 届け出た日が属する年度の1年 1万円
- 4) 年会費の他に、特別拠出金として、1口1万円を、1年に5口まで支払うことができる。

#### 第4 検討すべき論点

##### 1 財源

- (1) 1年間の収入をいくらと見込むのか。
- (2) 1年間の支出をいくらと見込むのか。
- 2 減額する場合、会員一律か若手会員(10年未満)のみか。
- 3 繰越金をどのように使うべきか。

#### 第5 当PTの意見

##### 1 財源について

###### (1) 収入

###### ア 会費収入

過去9年間の会計一覧によると(資料1)、会費収入は概ね年950万円以上を確保できている状態である。

###### イ 特別拠出金

また、過去3年間の特別拠出金の拠出者の修習期を確認すると(資料2)、特定の修習期に偏っているわけではなく、おおむね各修習期に分散していた。これは、特別拠出金を事務所負担としている事務所が多数あることによるものと考えられる。このため、今後、特別拠出金収入が一定の時期に激減することは想定しなくてもよいと考えられる。

そして、前記会計一覧(資料1)からして、特別拠出金収入については、直近の会計年度で得られている年150万円程度は見込めるものの、年々減少していることからして、今後少しずつ減少するものと考えられる。

###### ウ 収入見込

以上に加えて、選挙予納金還付金及び懇親会会費収入は、おおむね収入と支出で同じ金額が想定されていることや、会計一覧(資料1)においても懇親会会費収入は各年度においてバラつきが大きいことから、選挙予

納金還付金及び懇親会会費収入を除いて考えると、1000万円～1100万円程度の収入が見込めると考えられる。

## (2) 支出

### ア 支出見込

過去9年間の会計一覧によると(資料1)、新型コロナウイルス感染症の流行前とほぼ同様の行事を実施できた昨年度の支出は、年額約1500万円であった。昨年度の支出の特徴としては、新人歓迎旅行が2回実施されたこと(1回あたり約310万円)、懇親会会費収入(約390万円)と同額の支出が各費目からなされていると考えられること、委員会活動運営補助費・活性化費が昨年度途中より新設されたこと(約40万円)である。

一方で、本年度の予算との相違点は、懇親会会費収入を予算計上していないこと(支出としても計上していない)、委員会活動運営補助費・活性化費の予算額が約220万円であること(昨年度実績から約180万円の増額。但し、昨年度は同予算を全額消化しない委員会が複数あった。)、会報の印刷会社の変更に伴う予算の増額があったこと(本年度予算約240万円-昨年度実績約190万円=約50万円の増額)などである。

これらの事情に加えて、収入の検討の際に除いた選挙予納金(昨年度実績約60万円)を勘案すると、今後の支出は、年額970万円程度と見込まれる。

### イ 委員会活動運営補助費・活性化費の効果検証

なお、委員会活動運営補助費・活性化費の効果について、本年度各委員会委員長にアンケートをとったところ、若手会員の顕著な参加増は実感できないものの、参加の促進に役立っているのではないかと、また、委員会活動運営補助費・活性化費は委員長等の本来懇親会費を多く負担することの多い会員の負担軽減に役立っているのではないかと、という意見が複数あった。

そのため、委員会活動運営補助費・活性化費の予算措置については、引き続き、その効果を検証しつつ、継続するべきと考える。

## (3) 小括

以上より、今後の収支予測は、収入が若干多い状況又は収支均衡状況であるといえる。もっとも、その予測は、特別拠出金が年150万円程度見込めることを前提としており、特別拠出金は維持するべきである。

以下、上記収支予測を踏まえて、会費減額について検討した。

## 2 減額する場合、会員一律か若手会員(10年未満)のみか。

### (1) 会費減額に関する考え方

前述の収支予測からすれば、全会員一律で会費を減額した場合、少額の減額としなければ大幅に支出が上回り短期間に繰越金を費消することになると思われるため、年間数千円レベルの少額の減額しかできないと考えられる。

当PTでの検討において、既存会員が会費減額という利益を受けるよりも、会派が果たすべき会派活動活性化のために集めた会費や繰越金を支出すべきであるとの意見が多数出された。

また、現在、産前産後休業、育児休業、介護休業等を理由に1年間を限度として会費の免除が認められているが、育児や介護などのために時短で業務をしている会員は、会派活動に参加できず会費支払の恩恵を受ける機会も少ない。このため、時短業務となっている会員を減免対象とすることや減免期間の延長ができるよう、会員に一律公平に適用されつつも柔軟に会費減免事由を拡大できるように規程改正する方がよいのではないかとの意見も複数あった。

これらの意見を踏まえ、当PTでは、会費を減額する場合には、会員一律ではなく、若手会員に限って減額するのがよいという意見で一致した。そして、若手会員の会費を減額する場合、新入会員の当会入会促進に資するべく、新入会員の会費は他会派のうち会費の安い会派（年額1万円）と同額とするのがよいのではないかという意見で一致した。

- (2) その場合における収入に対する影響は、修習期の若い期から10期を対象として会費年額1万円とした場合（現在の会費から1万円減額）、入会後の最初に到来する4月1日から始まる年度については会費免除であり、77期より4月登録となることから実質的には2年間会費免除となることや、現在1万円会費免除の対象となっている66期～70期が含まれることからすれば、会費収入の減少約60万円（1期約20名×実質的な減額対象3期×1万円）と見込まれる。

加えて、前述の会費減免事由を拡大した場合であっても、会費収入の減少は、多く見積もっても約60万円（会費免除2万円×免除対象者見込数最大約30名）と考えられる。

そのため、若手会員の会費を1万円とし、また、会費減免事由を拡大した場合において、会費収入に対する影響は約120万円と想定される。この場合、前述の収支予測からすれば、毎年約0～100万円程度支出が多くなる（赤字）と思われるが、繰越金が約2500万円あることからすれば、会派運営上問題のない範囲と思われる。

### 3 繰越金をどのように使うのか。

昨年度末時点の繰越金は約2500万円であるところ、前述のとおり、繰越

金を会費減額の補填として利用した場合、漸減するものと予想されるが、それでも多額の繰越金が残存することが想定される。繰越金の使途として、多少の赤字填補に使用することについては、当 PT 内にて意見が一致し、併せて、残存する繰越金の使途についても検討を行った。

当 PT において、具体的な繰越金の使途についての意見の一致は見られなかったが、総論として会派活動の活性化に使うべきだという点においては異論が見られなかった。

具体的な案として出されたのは、

- ① 現在、会報発行に係る広報委員の業務負担が大きく、そのうち嘱託業務に馴染むと思われる一部業務について有償嘱託制を採用することや嘱託弁護士の増員を検討する余地があるとの意見
- ② 会派活動の活性化を図るための今までにない方策に支出を拡充するのがよいのではないかとの意見。例えば、法律に関連するしないに限りなく受講料が高いセミナーの受講の援助、研究会の援助や研究会による出版の援助など。
- ③ 会派活動の活性化を図るための懇親目的の企画に支出するのがよいのではないかとの意見。例えば、スキー、ゴルフなどのサークルへの援助。

しかし、会費の使途については、その使途を研修などの会員全体に還元できるものに限るべきとの意見と、趣味などの懇親目的の色彩の強くかつ一部の会員のみが利益を享受することとなる行事であっても、会員間の交流の場となり、縦横斜めの繋がり強化に役立つため、使用してよいという意見に、当 PT 内では二分された。なお、会派活動活性化のために役割を担当する会員への補助について、現状の委員会等活性化費を拡大することを検討対象としてもよいのではないか、という意見もあった。

一方で、繰越金については、各年の会派活動の活性化のための活動費に使用する以外は、相当の資金を要する行事等（例えば、選挙や周年行事）のために残存させるのが相当という意見で一致した。

## 第6 まとめ

以上の当 PT の意見やシミュレーションを踏まえ、当 PT としては以下のとおり答申する。

- 1 今後の収支予測からすれば、収支均衡又は若干の黒字にとどまると考えられるため、当会の会費年額 2 万円について、全会員について一律一定の減額をすることはできないと考える。
- 2 今後の収支予測からして、収支均衡又は若干の黒字にとどまること、繰越金

が2000万円を超えて存在することを踏まえ、当会の会費年額2万円について、若手会員（10年未満）を対象として、年額1万円とする減額は可能と考える。

- 3 ただし、収入の安定を図るために、特別拠出金は維持すべきである。
- 4 加えて、繰越金の使途については、若手会員の会費減額を実施した場合等における多少の赤字に填補したり、その他、別途、会費減免事由の拡大や会派活動活性化のための支出などを検討するべきである。残った繰越金については、相当の資金を要する将来の行事等（例えば、選挙や周年行事）に備えて残存させるのが相当である。

以上

#### 添付資料

- 資料1 会計一覧
- 資料2 特別拠出金・会員数一覧
- 資料3 修習期別人数

会費減額検討 PT メンバー

座長

平野惠稔 41 期

メンバー（カッコ内は会計担当副幹事長就任年度）

渡部真樹子 64 期（2022）

奥野祐希 67 期（2021）

峯田和子 57 期（2020）

両角麻子 65 期（2019）

堀川智子 57 期（2018）

松井淑子 51 期（2017）

荒木晋之介 61 期（2016）

唐崎浩司 58 期（2015）

岩田和久 64 期（2014）

富山聡子 57 期（2013）

2023 年度 副幹事長

溝上絢子 57 期（2011）

足立啓成 62 期（2023）

番号	項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	収入												
2	会員		10,380,000	9,520,000	9,880,000	9,910,000	10,230,000	9,720,000	9,930,000	9,670,000			
3	特別拠出金	11,010,000	1,936,000	2,110,000	2,010,000	2,060,000	1,970,000	1,970,000	1,630,000	1,530,000			
4	懇親会会費等収入	145,000	1,292,686	708,000	35,520	19,720	82,350	125,000		3,880,900			
5	選挙予納金還付金	934,458	1,083,766	548,520	695,853	652,251	620,173	670,173	1,106,242	619,562			
6	本会計組入金				709,497	300,000	624,048		240,000				
7	通帳作成仮入金	1,000	1,000										
8	雑収入(利息等)	2,857								6,600			
9	7会派合同依存症研修開催費用						192,000						
10	総収入	12,093,315	14,693,452	12,886,520	13,330,870	12,941,971	13,718,571	12,485,173	12,906,242	15,707,062			
11	支出												
12	経常費	2,057,560	3,110,144	2,136,295	1,787,715	1,916,865	2,031,600	2,284,732	2,392,706	2,451,422			
13	施設費	273,495	711,688	165,228	160,329	245,808	285,648	195,910	187,990	127,930			
14	通信費(一斉FAX送信費)	730,205	1,356,512	792,257	441,334	625,485	698,642	382,345	634,885	530,306			
15	通信費(その他)				117,916								
16	嘱託報酬	1,031,940	907,200	982,800	982,800	982,800	915,600	1,320,000	1,320,000	1,540,000			
17	事務費	2,562	108,824	174,248	63,736	41,388	108,240	363,487	228,821	229,591			
18	その他支払手数料	19,358	25,920	21,762	21,600	21,384	23,470	22,990	21,010	23,595			
19	政策委員会	142,633	259,460	211,005	123,122	155,884	250,438	164,433	313,352	366,684			
20	意見交換会費用	142,633	259,460				161,323	63,140	36,300	0			
21	政策シンポ実施費用			211,005	123,122	155,884	89,115	101,293	277,052	366,684			
22	広報委員会	6,154,243	5,682,096	5,557,680	4,912,818	4,015,060	3,378,102	2,756,028	2,053,354	2,060,147			
23	会報(番号・秋号)	5,644,483	5,068,656	5,203,440	4,111,484	3,777,408	3,303,156	2,733,280	1,767,705	1,899,170			
24	ホームページ保守料	509,760	518,400	259,200	324,000					0			
25	サーバーレンタル費		95,040	95,040	103,140	6,696	8,418	22,748	60,720	0			
26	ホームページ改修費用				314,194	113,400	50,112			44,138			
27	取材費用				60,000	117,556	16,416		224,929	116,839			
28	研修委員会	280,000	280,000	280,000	313,400	280,000	242,834	205,600	218,410	320,332			
29	研修費用	280,000	280,000	280,000	313,400	280,000	242,834	205,600	218,410	320,332			
30	親睦委員会	700,000	700,000	1,020,000	579,293	649,804	586,392	677,975	417,070	1,116,279			
31	親睦費	700,000	700,000	1,020,000	579,293	649,804	586,392	677,975	417,070	1,116,279			
32	若手会	717,000	705,000	700,000	1,037,126	942,922	900,000	900,000	900,000	900,000			
33	若手会補助金	717,000	705,000	700,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000			
34	担任制補助金				137,126	42,922							
35	新人歓迎旅行	820,000	1,500,000	1,500,000	1,724,840	2,169,849	0	1,683,399	212,500	6,305,172			
36	補助金	820,000	1,500,000	1,500,000	1,724,840	2,169,849	0	1,683,399	212,500	6,266,172			
37	企画参加促進費									39,000			
38	その他	1,439,840	2,949,995	1,440,443	1,303,671	1,790,931	1,096,246	1,119,270	1,364,316	1,500,409			
39	弁護士会等行事参加促進費					88,000	87,340	0		0			
40	選挙予納金	1,050,000	1,180,000	600,000	750,000	750,000	660,000	710,000	1,180,000	660,000			
41	慶弔費	230,000	392,715	158,619	232,243	288,756	223,406	213,550	85,316	79,260			
42	法曹在籍40周年記念品	105,840		67,824	72,288	71,280	38,500	44,000	64,000	65,450			
43	委員会活動運営補助費・活性化費									415,000			
44	懇親費		1,376,280	614,000	249,140	26,000	87,000	151,720		221,000			
45	60周年記念事業費					566,895							
46	通帳作成仮入金		1,000										
47	その他	54,000							35,000	59,699			
48	支出計	12,311,276	15,186,695	12,845,423	11,781,985	11,921,315	8,485,612	9,791,437	7,871,708	15,020,445			
49	前年度収支差額				1,548,885	1,020,656	5,232,959	2,693,736	5,064,534	686,617			
50	前年度からの繰越金	8,446,459	8,227,958	7,734,715	8,003,524	9,451,545	10,472,201	15,705,160	18,398,896	24,102,817			

※HP保守料は8か月分

## 特別拠出金

修習期	R 2	R 3	R 4
～20	170,000	40,000	60,000
21～25	200,000	170,000	170,000
26～30	140,000	110,000	160,000
31～35	200,000	170,000	160,000
36～40	250,000	210,000	200,000
41～45	160,000	140,000	130,000
46～50	270,000	250,000	230,000
51～55	80,000	60,000	50,000
56～60	180,000	170,000	140,000
61～65	160,000	60,000	90,000
66～70	70,000	50,000	60,000
71～	90,000	90,000	110,000
	1,970,000	1,520,000	1,560,000

	R 2	R 3	R 4	R 5
会員数	660	666	666	662

## 修習期別人数

2023年3月28日時点

修習期	人数	備考
25期以上	55	法曹在職通算50年以上
26	7	1(満75歳の人数)
27	6	5
28	4	1
29	6	2
30	5	1
31	4	
32	3	
33	8	1
34	7	
35	3	
36	8	
37	7	
38	13	
39	10	
40	7	
41	16	
42	6	
43	7	
44	5	
45	9	
46	10	
47	13	
48	11	
49	14	
50	5	

修習期	人数	備考
51	11	
52	13	
53	10	
54	6	
55	14	
56	8	
57	19	
58	13	
59	13	
60	30	
61	23	
62	35	
63	14	
64	18	
65	24	谷間世代
66	20	谷間世代
67	19	谷間世代
68	17	谷間世代
69	19	谷間世代
70	10	谷間世代
71	19	
72	17	
73	15	
74	17	
75	16	

①合計 669  
 ②75歳 66  
 50年以上  
 ①-② 603